広島大学における産学連携で生まれた商品の包装やカタログ等への
産学連携表示についてのガイドライン

平成 24 年 3 月 13 日改訂
平成 22 年 12 月 21 日
役員会決定

１．本ガイドラインの目的

広島大学は、社会の要請を踏まえ、今後とも積極的に研究成果を社会に還元してまいります。その際、産学連携で生まれた商品に「広島大学」の名称等を表示する場合、事実のみが正確に表示され、消費者等に誇大又は誤ったメッセージが伝わらないようにすることが必要です。

本ガイドラインは、教職員等が最低限守るべきルールを示し、学内に広く周知し注意を喚起するために定めたものです。

２．本ガイドラインの対象

本学と企業との共同研究や知的財産の移転等、産学連携活動の成果に関わる商品やサービス（以下「産学連携商品」という。）について、商品本体や商品容器等の外装、包装、取扱説明書又は商品カタログ等（電子媒体や音声、映像等によるものを含む）に、本学の名称或いは明らかに本学が想定される名称や記号等を含むことで本学との関わりを表現する表示（以下「産学連携表示」という。）を対象とします。

３．表示のガイドライン

① 当該企業と大学間の信頼関係が保たれていること
② 産学連携商品であっても、当該商品は当該企業の責任において製造、販売、提供されるものであり、商品自体に大学が責任を負う部分は基本的にないこと
③ 産学連携表示は、当該商品について過去に実施された産学連携活動に関わる事実であって、大学の使命に基づく活動について表現するものに留めること
④ 商品が必要な許認可等を受けていること、また、法令等に違反するものでないこと
⑤ 産学連携表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないこと
⑥ 産学連携表示以外との関係で誤解される可能性のある表示となっていないこと

４．産学連携表示の事例

（１）問題ない表示

① 「広島大学と特許共同出願中」等の事実表示
② 「広島大学との共同研究から生まれたもの」等の事実表示
③ カタログの技術説明欄などに、公開された文献等から大学の実験データ等を引用掲載すること（引用に当たっては、当該データが得られた実験条件等を正確に記載すること）
④ 商品本体や取扱説明書、カタログそのものではなく、補足の技術説明資料のようなものへ、非公開の大学の実験データ等を、当該データが得られた経緯等（共同研究の成果等）を明示して掲載すること

⑤　「広島大学発ベンチャー企業」等の企業表示

（２）問題があり、行ってはならない表示

①　「広島大学の・・・推奨の商品」等、商品を推奨するなど大学の使命を逸脱した表示

②　商品本体やカタログの効能書き等に、大学の実験データを引用するなど、効能書きそのものへの大学の直接関与が想定される表現を含めること（当該商品そのものの効能等に本学がコミットする立場にはないため）

③　商品表示全体のなかで、当該企業名の表示と比べて、産学連携表示の大きさや表現が過大となること

（３）避けた方がよい表示

①　「広島大学との共同開発商品」等、開発にまで踏み込んだ表現の表示を行うこと（技術開発の大部分について本学がリードした場合においても、「開発」という言葉には、商品の企画から研究、技術開発、製品開発、製造、品質管理、商品化等の全てを含むことが一般的であるため、製造物責任等にまで関わる恐れがあるため）

②　商品本体や取扱説明書、カタログそのものの表示媒体に、産学連携表示として非公開の実験データ等を掲載すること（非公開の実験データ等の掲載は、当該表示作成にあたって、本学教職員の直接の関与が想定されることになるため）

③　技術説明のための引用文献の著者表示以外に、広島大学教職員の氏名等を記載すること

④　商品本体や取扱説明書、カタログ等へ広島大学教職員の顔写真、イラストや映像等を掲載すること（大学との共同研究や共同出願の表示欄に研究者の写真を掲載することは、相手先表示の一形態ではあるものの、必要な表示の限度を超えたものと判断され、本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤った印象を消費者に与える可能性があるため）

（４）その他注意事項

産学連携表示を商標登録する場合は、産学・地域連携センター知的財産部門を介してその手続きを行うこと。

５．表示についての可否判断

産学連携表示についての可否判断は、上記の他に、当該商品の性格や当該企業との関係、関連の社会情勢等、多面的な判断が必要となります。

このため、一次的な可否判断は、第３項及び第４項に示したガイドラインや事例を基に、当該産学連携活動を担当した教員(研究者)及び担当コーディネーター又は知的財産マネージャー（以下「当事者」という。）が判断を行うものとし、当事者において判断することが困難な場合については、最終的な判断は、当事者の申告により、産学・地域連携センター部門長会議での審議を経て、同センター長が行うものとする。

以上